

## 答 申

## 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 5 月 21 日付けで異議申立人に対して行った不開示決定のうち、別表に掲げる部分はこれを取り消し、開示すべきであるが、その他の部分について不開示としたことは妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経緯

## 1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 24 年 5 月 7 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、以下を請求内容とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

佐々川に関し、佐々町に付与されているかんがい水利権の許可期限（平成 23 年 3 月 31 日及び平成 24 年 3 月 31 日）満了による更新について、県の県北振興局と佐々町が行った打合せや協議等の経過・内容等を記録した一切の文書（以下「請求内容」という。）

上記水利権に係る昭和 60 年から平成 11 年分までの取水実績報告書（以下「請求内容」という。）

上記水利権が昭和 46 年頃に県土木部から県農林部に付与されたときの許可申請に関する文書（以下「請求内容」という。）

佐々川に関し、佐々町の上水道事業に係る新たな流水占用許可の可能性について、県の県北振興局と佐々町が行った打合せや協議等の経過・内容等を記録した一切の文書（以下「請求内容」という。）

## 2 処分の内容

実施機関は、請求内容及び に対応する対象公文書について、条例第 7 条第 4 号及び第 5 号に該当するとして、不開示決定（以下、「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 5 月 21 日付けで異議申立人に対し通知した。

なお、請求内容 については、公文書保存年限が過ぎていることから公文書不存在の不開示決定を、請求内容 については公文書に記載された法人の印影部分を不開示とする部分開示決定を行い、異議申立人に対し同日付けで通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し平成 24 年 7 月 2 日付けで異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が本件異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第 7 条第 4 号該当性について、県と佐々町との間で、水利権の更新時や上水道の取水可能性について協議等をした機会に、すでに協議・検討を終了し、県としての最終の意思決定がなされたものであり、これらの協議の記録は、「最終的な意思決定がなされていない検討中の情報」には当たらない。

実施機関は、これを公にすると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、関係機関との協議において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとしているが、「おそれ」について、実施機関は、何一つ具体的な事実の摘示をしていない。

実施機関は、検討が十分でない段階での未成熟な情報を公にすると、県民に無用の誤解を招き、不当な混乱を招くおそれがあるとするが、実施機関は、具体的なことは何一つ述べることをしない。

- (2) 条例第 7 条第 5 号該当性について、実施機関は、県と佐々町との協議に係る情報を公にすると、関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ、当該事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、「支障」の程度について実質的な内容は何も述べず、また「おそれ」についても単に抽象的な可能性を述べているにすぎない。

- (3) 異議申立人が意見書の提出依頼書の受領後、提出期限までに与えられた熟慮期間は 20 日であり、実施機関は異議申立書の受領後、理由説明書を提出するまでに 31 日を要しており、手続きの迅速処理の観点から大いに疑問であり、結果として不公平である。

実施機関は、不開示決定通知書で示した「開示しない理由」とは別に理由説明書においてさりげなく理由の差替えをしており、適正手続違反のおそれがある。

異議申立人は、迅速に情報の開示を受ける権利が侵害されており、早急に権

利回復が図られる必要がある。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

- 1 かんがい用水利権については、適正な取水量等の確認が終わっておらず、また、上水道用の取水可能性についても結論は出ておらず、いずれも協議段階にある。  
したがって、いずれの協議記録についても、現段階では最終的な意思決定がなされていない検討中の情報であり、これらの情報を公にすると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、関係機関との協議において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。
- 2 1で述べたとおり現段階では最終的な意思決定がなされていない検討中の情報を公にすると、その情報が既に決定された内容であるとの誤解や憶測を招き、今後、こうした検討を進めていく上での調査や協議において、佐々町や水利使用者など関係者との信頼関係や協力関係に影響が及ぶおそれがあり、ひいては、水利権の許可に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 本件対象公文書の特定について

実施機関の説明によると、請求内容及び に対応する協議に関する記録について、所管課及び地方機関を探索した結果、該当するものは下記の3件であり、これらを本件対象公文書として特定したと認められる。

- ・請求内容 に対応する協議記録1件（以下「文書1」という。）
- ・請求内容 に対応する協議記録2件（以下、協議した時期が早い順に「文書2」、「文書3」という。）

実施機関は、本件対象公文書について、条例第7条第4号及び第5号に該当するとして、全部を不開示としている。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 条例第7条第4号の規定について

本号は、県の機関、国、他の地方公共団体等の行政における内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものについて不開示とすることとしたものである。

(2) 条例第7条第5号の規定について

本号は、県の機関、国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについて不開示とすることとしたものである。

(3) 本件対象公文書の不開示情報該当性について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、3件とも、協議の内容のほか、供覧欄、表題、協議の日時、協議の場所、協議の参加者の所属、氏名及び役職名が記載されており、協議の内容の部分には、いずれも、結論が出ていることを裏付けるような記述は見当たらず、協議が終了したと窺わせるような記述もないことが認められる。

また、実施機関の説明によると、佐々町のかんがい水利権の適正な取水量等の確認や、水道用水の取水可能性について、今後も佐々町や関係者の協力を求め、協議していくとのことであった。

これらのことから、現段階では最終的な意思決定がなされていないとする実施機関の説明に、格別不合理な点は認められない。

ア 協議の内容を記載した部分

当該部分には、県や佐々町の認識や意見が記載されており、最終的な意思決定がなされていない中で、これらの未成熟な情報を公にすると、水利使用者や住民に既に決定された方針であるなどの誤解や憶測を招き、県が今後、水利使用者など関係者の協力を得ながら、検討を進めるための調査や協議を行う必要がある状況の下では、今後の佐々川の水利権に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第4号について判断するまでもなく、同条第5号の不開示情報に該当すると判断する。

しかしながら、当該部分に記載された情報のうち、協議内容の項目名については、これらを公にしても、佐々川の水利権に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、今後の協議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は県民に無用の誤解を招き、不当な混乱を招くおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第4号及び第5号には該当せず、開示すべきである。

イ 供覧欄、表題、協議の日時、協議の場所、協議の参加者の所属・氏名・役職名が記載された部分

当該部分に記載された情報は、実施機関内部において協議結果の供覧を行ったことを示すもの、協議が行われた事実を示すもの又は協議の参加者に関するものであり、これらを公にしても、佐々川の水利権に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、今後の協議における率直

な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は県民に無用の誤解を招き、不当な混乱を招くおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第4号及び第5号には該当せず、開示すべきである。

なお、協議の参加者の所属・氏名・役職名は、同条第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するが、これらの情報のうち、協議の参加者の氏名は同号ただし書アの慣行により公にされている情報に、また、協議に参加した実施機関及び佐々町の職員の所属・役職名は同号ただし書ウの公務員等の職務に関する情報に該当すると認められることから、不開示情報には該当しないものである。

### 3 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関が本件対象公文書の全部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分は、条例第7条第4号及び第5号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条第5号に該当すると認められるので、同条第4号について判断するまでもなく、不開示としたことは、妥当であると判断した。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、当審査会における審理手続きは関係規定にのっとり適正に行われており、異議申立人の主張するような適正手続違反には当たらない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 7 月17日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成24年 8 月 2 日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成24年 8 月27日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成24年 9 月26日	・ 審査会（概要説明）
平成24年10月30日	・ 審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成24年11月30日	・ 審査会（審査）
平成24年12月 7 日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
石 橋 龍 太 郎	弁護士	会長職務代理者
大 島 信 裕	長崎新聞社総務局次長	
福 村 喜 美 子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	

別紙

対象公文書	頁	開示すべき部分
文書 1	1	供覧欄 表題 日時 場所 参加者 「要旨」の項目名 「要旨」に記載された部分のうち、最初の3行
	2	「協議結果」の項目名 「佐々町からの聞き取り情報」の項目名
	3	「県側の意見」の項目名
文書 2	1	「河川関係（相談）」の欄 文書の日付 供覧欄 「日付・時間・場所・備考」の欄 「議題」の欄 「箇所」の欄 「相手方」の欄 「応答者」の欄 「通話内容・以下の通り」の欄 「内容等」の項目名 一番最後の行
	2	「佐々町の要望等」の項目名
文書 3	1	供覧欄 表題 日時 場所 出席者 「打合せ内容」の項目名